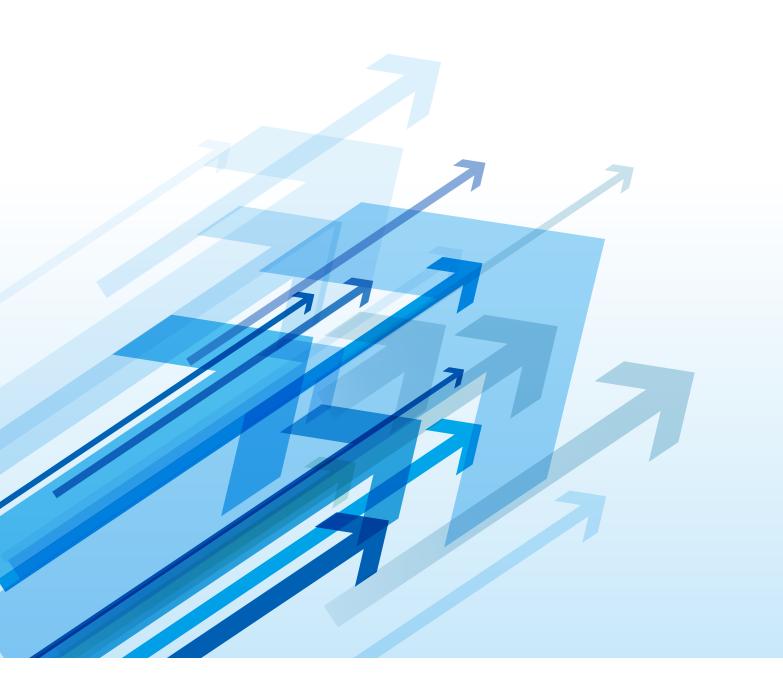
経営革新計画に基づく資金調達をお考えのみなさまへ

経済に関する 信用保証のご案内







目 次

1.	信用保証協会の紹介	2
2.	信用保証制度のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	信用保証の対象となる事業者等について	3
4.	許認可等を必要とする業種一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	信用保証料について	5
6.	経営革新計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	経営革新計画に基づく保証制度のご案内	7
8.	経営革新計画に基づく地方公共団体の融資制度のご案内	7
9.	経営革新計画に基づく保証利用手続きの流れ	8
10.	経営革新計画に基づく保証申込に必要な書類	9
11.	経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(1)~(4)10~1	3
12.	保証申込にあたってのお願い	4
13.	相談窓口のご案内	4



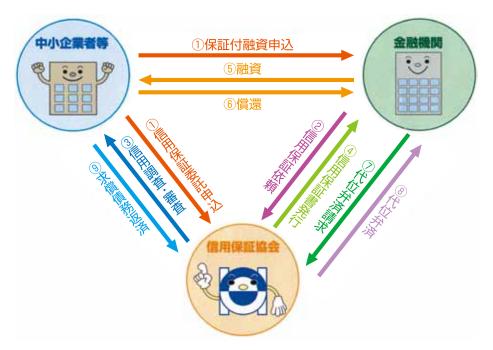
※本資料は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第1項各号に規定 する中小企業者であって、承認経営革新計画に従って保証利用を行うことを前提として作成しています。

1.信用保証協会の紹介

兵庫県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業 の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

2.信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という) の三者です。



- ①保証付融資申込(信用保証委託申込) 金融機関と取引のある方は、金融機関を経由して保証協会に申込みされる と便利です。また、保証協会へ直接申込むこともできます。県・市町制度融資は、金融機関のほかに市町の商工担当部 署や商工会議所・商工会を経由して申込むこととなります。
- ②信用保証依頼 金融機関経由申込みの場合は、金融機関から保証協会に信用保証の依頼があります。
- ③信用調査・審査 保証協会は、申込みのあった中小企業者の方について信用調査をします。
- 4信用保証書発行 保証協会が、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に保証書を発行します。
- **⑤融資** 金融機関は、保証書に基づき中小企業者の方に融資を行います。このとき、中小企業者の方には所定の保証 料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑥償還 中小企業者の方は、融資を受けたときの条件にしたがって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦代位弁済請求 中小企業者の方が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機 関からの代位弁済の請求があります。
- ⑧代位弁済 保証協会は、金融機関からの代位弁済の請求に基づき、中小企業者の方に代わって借入金の残額を金融 機関に代位弁済します。
- ⑨求償債務返済 中小企業者の方は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

3.信用保証の対象となる事業者等について

1.所在地

個人の場合は、兵庫県内に住居、または事業所を有していること、法人の場合は、兵庫県内に本店または事 業所を有していることが必要です。

2.中小企業者の範囲

(1)会社の場合

「会社」とは、株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社をいいます。

会社の場合は、次の資本の額(出資の総額)または常時使用する従業員数が、次のいずれかに該当していれ ば保証の対象となります。

業種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運送·倉庫業、不動産業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業信用保険法第2条第1項第1号の2に規定する政令特例業種

政令特例業種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
ゴム製品製造業(自動車用または航空機用タイヤ及び チューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(2)個人の場合

上記(1)表の常時使用する従業員数で確認します。

(3)組合

当該組合が保証対象業種を営んでいる、または組合の構成員の3分の2以上が中小企業者で保証対象業 種を営んでいる場合は対象となります。ただし、組合でも、有限責任事業組合(LLP)等は、保証の対象とな りません。

(4) その他の法人

医業を営む医療法人(社団、財団)、医業を主たる事業とする社会福祉法人等で、常時使用する従業員数が 300人以下の場合は対象となります。

なお、出資の総額(資本の額)については制限がありません。

3.業種

保証対象業種を営んでいる方が対象となります。

現在、商工業のほとんどの業種の方がご利用いただけますが、農業、林業、漁業、金融業等、業種によっては 保証対象とならない場合があります。

なお、業種に関わらず、反社会的勢力は保証の対象となりません。

4.許認可等を必要とする業種一覧

許認可について

保証申込にあたっては、許認可等の写、または取得中の場合は受理印のある許認可等申請書の写を提出し ていただきます。(必要に応じて許認可等の原本を確認します)

- (1)許認可等の名義人は、原則として申込人と一致していることが必要です。
- (2)有効期限内の許認可等の写を既に提出している場合は、再度の提出は不要です。

<主な許認可業種>

業種	許認可等	根拠法
食料品製造業	許可	食品衛生法
食料品販売業	許可	食品衛生法
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法
	許可	建設業法
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
	許可	旅館業法
古物営業	<u></u>	古物営業法
薬局		薬事法
医薬品·医薬部外品·化粧品·		
医療機器製造販売業	許可 	薬事法
医薬品·医薬部外品·化粧品· 医療機器製造業	許可	薬事法
医薬品販売業	許可	薬事法
高度管理医療機器·特定保守		
管理医療機器販売業	許可 	薬事法
高度管理医療機器·特定保守 管理医療機器賃貸業	許可	薬事法
医療機器修理業	許可	薬事法
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
特別管理産業廃棄物処理業	<u></u>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
有料職業紹介事業	許可	職業安定法
病院、診療所、助産所	許可	医療法
宅地建物取引業		宅地建物取引業法
酒類製造業		酒税法
酒母・もろみ製造業		酒税法
酒類販売業 酒類販売業		酒税法
治ス級ルネ 第1種高圧ガス製造業		高圧ガス保安法
液化石油ガス販売業	登録	適正化に関する法律
—————————————————————————————————————	許可	
		家畜商法
<u> </u>		
與行場 與行場	 許可	
系13-96 浴場業	 許可	
川 <u>河</u> 東 測量業		測量法
例 <u>量未</u> 砂利採取業		
砂剂抹取未 採石業		
 		
電気工事業		電気工事業の業務の適正化に関する法律
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法
揮発油販売業	<u>登録</u>	揮発油等の品質の確保等に関する法律
揮発油特定加工業		理発油等の品質の確保等に関する法律 揮発油等の品質の確保等に関する法律
軽油特定加工業		

5.信用保証料について

信用保証協会では、保証をご利用いただくお客様から「信用保証料」を頂いております。

信用保証料の計算

信用保証料は、貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

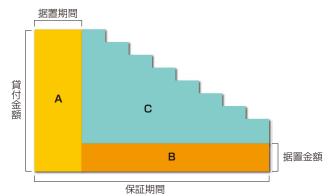
●信用保証料の基本計算式

(1)一括返済の信用保証料の計算式(根保証を含む) 信用保証料=貸付金額×保証料率×保証期間÷12か月

(2)分割返済の信用保証料の計算式

信用保証料=A+B+C

- ●A=貸付金額×保証料率×据置期間÷12か月
- ●B=据置金額×保証料率×(保証期間-据置期間)÷12か月
- ●C=(貸付金額-据置金額)×保証料率×(保証期間-据置期間)÷12か月×分割係数



A:据置期間部分の信用保証料

B:据置金額部分の信用保証料

C:分割返済部分の信用保証料

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※返済方法が分割返済の場合は、保証債務残高が減少することを 考慮して、分割係数を乗じて計算します。

●計算例

貸付金額500万円、保証期間5年(60か月)のうち6か月据置 毎月93,000円の均等分割返済(54回)、保証料率年0.70%

- ① (据置期間部分) 500万円×0.70%×6÷12=17,500円
- ② (据置金額部分) なし
- ③ (分割返済部分) 500万円×0.70%×(60-6)÷12×0.55=86,625円 (1)+(2)+(3)=104.125

6.経営革新計画について

1.経営革新とは

事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上をはかることをいいます。

- (1)「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。
- ①新商品の開発または生産
- ②新役務の開発または提供
- ③商品の新たな生産または販売方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- (2)「経営の相当程度の向上」とは、次の2つの指標が3~5年で相当程度向上することをいいます。
- ①「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率
 - · 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
 - ・一人当たりの付加価値額=付加価値額÷従業員数
- ② [経常利益 | の伸び率
 - · 経常利益=営業利益-営業外費用(支払利息·新株発行費用等)

それぞれの計画期間終了時における経営指標の目標伸び率は、次のとおりです。

計画終了時	「付加価値額」または 「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

2.経営革新計画の申請対象者について

中小企業者(個人事業者も含む)または事業協同組合等です。

<留意点>

- ・法令に抵触する恐れのあるもの、射幸心をそそる恐れがあるもの、公序良俗を害する等の公的支援を行 うことが適当でない事業内容は対象外です。
- ・医療法人、個人開業医は対象外です。

3.経営革新計画に基づく保証対象者

行政庁に承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を 実施する方が対象となります。

※兵庫県では、本社所在地を所管する県民局が申請先となります。 申請等の手続につきまして、詳しくは各県民局へお問合せ下さい。



7.経営革新計画に基づく保証制度のご案内

(平成25年4月現在)

制度名	経営革新関連保証
利用対象者	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第 2条第1項各号に規定する中小企業者であって、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する方
保証限度額	普通保証 2億円以内(組合等4億円以内) 無担保保証 8,000万円以内 (注1)(注2)
資金使途	経営革新事業の実施のため、必要となる運転資金及び設備資金
保証期間	運転資金:原則として5年(据置期間1年以内を含む)以内(注3) 設備資金:原則として7年(据置期間1年以内を含む)以内(注3)
返済方法	原則として均等分割返済(注3)
保証料率	0.70%(有担保割引なし)(注4)
貸付利率	金融機関所定の貸付利率(注3)
担保· 連帯保証人	① 物的担保:8,000万円を超える場合は、原則として提供していただきます。 ② 連帯保証人:原則として法人の代表者を除き不要(注3)
制度固有の 添付書類	一般的な保証申込の必要書類の他に、経営革新計画に係る承認書(写)及び承認を受けた経営革新計画に係る承認申請書 (写)の添付が必要です。

- (注1)新事業開拓保証3億円以内(組合等6億円以内)新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。
- (注2)海外投資関係保証3億円以内(組合等6億円以内)海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。
- (注3)地方公共団体の融資制度により取扱う場合は、各制度要綱の定めるところによります。
- (注4)併用する保証により料率は異なります。
- ※ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

8.経営革新計画に基づく地方公共団体の融資制度のご案内

(平成25年4月現在) 制度融資名[資金名] 利用対象者 資金使途 保証限度額 保証期間 貸付利率 自治体名 備考 事業展開融資 新分野進出資金 兵庫県 120か月以内 経営革新貸付(経営革新) 中小企業者等 運転·設備 1億円 1.20% (うち据置24か月以内) 設備近代化資金融資 西宮市 120か月以内 設備資金は必要経費の 3,000万円 経営技術革新等支援資金 中小企業者 運転·設備 1.50% 4/5以内 (うち据置12か月以内) 中小企業融資 養父市 120か月以内 3,000万円 経営革新支援資金 中小企業者「運転·設備 1.30% (うち据置12か月以内) 中小企業融資 朝来市 120か月以内 中小企業者 | 運転・設備 | 3,000万円 経営革新支援資金 1.30% (うち据置24か月以内)

- ※担保・保証人は保証協会の定めるところとなります。
- ※主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合もあります。
- ※ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

9.経営革新計画に基づく保証利用手続きの流れ

ご利用手続きの流れは、一般的に次のとおりとなります。

経営革新計画の策定

●経営革新のご利用をお考えの方は、まず経営革新計画の策 定から取り組みます。

都道府県知事等に承認申請〈承認〉

●兵庫県では、個別中小企業や組合が単独で申請する場合、 申請·承認窓口は本社所在地を所管する県民局が申請·承認 窓口となります。

●なお、計画の承認は支援措置を保証するものでなく、計画 の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が 必要となります。

●保証利用を希望される場合は、金融機関または保証協会に お気軽にご相談ください。

ご利用の事前のご相談

融資の申込

- ●申込みに必要な所定の書類を借入希望する金融機関へ提 出します。
- ●金融機関において、融資審査が行われます。

信用保証申込受付

●金融機関の審査の結果、融資することが適正であると認め られた場合は、金融機関から保証協会に申込書類一式が提 出されます。

信用調査·審査

- ●保証協会の担当職員が店舗、事務所等を訪問し、面談させ ていただきます。
- ●主に提出していただいた書類の内容や事業計画について、 お聞きいたします。

保証決定

●審査の結果、保証が決定しますと金融機関に保証書を発行 いたします。

ご融資

●金融機関でご契約の手続きをしていただき、融資が行われ ます。

ご返済

●融資条件にしたがって、金融機関にご返済ください。



10.経営革新計画に基づく保証申込に必要な書類

保証申込に必要となる主な書類は、以下のとおりとなります。

- ◎信用保証依頼書(金融機関にて作成いたします)
- ◎信用保証委託申込書
- ◎信用保証委託契約書
- ◎個人情報の取扱いに関する同意書
- ◎確定申告書の写(直近3期分が必要となります)
- ◎残高試算表
- ◎履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ◎定款の写
- ◎印鑑証明書(最近3か月以内のもの)
- ◎「保証協会団信」加入意思確認書
- ◎許認可等の写または受理印のある許認可等申請書の写
- ◎経営革新計画に係る承認書の写
- ◎経営革新計画に係る承認申請書の写

※経営革新計画承認 関係の書類

※保証申込書類一式

- ◎設備に関する書類(見積書の写等)
- ◎建築確認申請書の写
- ◎契約書等写(設備契約にかかるもの)

※設備資金の場合

金融機関での融資手続きの際や制度融資によっては、別途必要となる書類があります。また、この他にも審査上必要な書類を提出していただく場合があります。



11.経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(1)

承認された経営革新計画申請書を提出していただきます。また、経営革新計画に 変更がある場合は、適宜、変更の承認を受ける必要があります。詳しくは各県民局 へお問合せください。 新規申請用 様式第9 経営革新計画に係る承認申請書 月 日 兵庫県知事 ●● ●● 住 名称及び 代表者職名·氏名 印 保証対象者であることが必要です。 担当者職名·氏名 電話 $\mathsf{F}\,\mathsf{A}\,\mathsf{X}$ E-mail 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承 認を受けたいので申請します。

※「11.経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(1)~(4)」に掲載している「経営革新 計画に係る承認申請書」は、チェックポイントがある申請書、別表1、3及び4のみを抽出したものです。

11.経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(2)

(別表1) 経営革新計画 申請者名・資本金・業種 実 施 体 制 申請者名: 〔連携先と連携内容〕 資本金: 種: 創業年月: 年 月 新事業活動の類型 経営革新の目標 計画の対象となる類型全てに丸印を付│経営革新計画のテーマ: 〔取り組みの具体的内容〕 保証対象業種であ 1. 新商品の開発又は生産 ることが必要です。 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式 の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入そ の他の新たな事業活動 経営革新の内容及び既存事業との相違点 [沿革と既存事業の内容] 〔経営革新の内容〕 ① 新規性・独自性 ② 新事業の市場規模と競合の状況 ③ 実現性 経営の向上の程度を 現 状(千円) 計画終了時の目標伸び率(計画期間)(%) 示す指標 1 付加価値額 % (年 月~ 年 月(年計画)) 2 一人当たりの % 付加価値額 3 経常利益 %

> 経営革新計画期間中であることが 必要です。

11.経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(3)

(別表3)
経営計画及び資金計画
参加中小企業者名

		- 			1 + -//	2 = //	o = //	//	(単位:千円) 5年後
		2年前 (●年●月期)	1年前 (●年●月期)	直近期末 (●年●月期)	1年後 (●年●月期)	2年後 (●年●月期)	3年後 (●年●月期)	4年後 (●年●月期)	5年後 (●年●月期)
①売上高	<u> </u>								
②売上原	東価								
3売上総 (①-②)	⁸ 利益)								
④販売費 一般管理	費及び ■費								
5営業利 (3-4)	J益)								
⑥営業外	費用								
7経常利 (⑤-⑥)	J益)								
⑧人件費	<u> </u>								
9設備投	设 資額								
⑪運転資	[金								
普通	貨却額								
特別	償却額								
⑪減価償	賞却費								
12付加個 (5+8)	5値額 +⑪)								
③従業員	数								
⑭一人当 値額(⑫÷	たりの付加価 ÷③)								
低 借入	f系金融機関 、								
- 満入	引金融機関借								
達 額 自己	2資金								
<mark>9</mark> + その)他								I申込金額 関達額欄に
合計	ŀ								ていること

(各種指標の算出式)

【各権相保の昇田式】 「経常利益」:営業利益一営業外費用(支払利息、新株発行費等) 「付加価値額」:営業利益十人件費十減価償却費 「一人当たりの付加価値額」:付加価値額÷従業員数 「営業利益」:売上総利益(売上高一売上原価)一販売費及び一般管理費 (付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。 減価償却費にリース費用を算入しましたか。 従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

(はい ・ いいえ) (はい ・ いいえ) (はい ・ いいえ)

11.経営革新計画を前提とした保証利用にかかるチェックポイント(4)

資金使途は経営革新計画の実施に必要な資金に限られます。

	—————————————————————————————————————	(導入年度)	——————— 単価	数量	(単位:円) 合計金額
_	做做 表旦石怀	(得八千度)		数里	口引並領
1					0
2					0
3					0
4					0
6				1	0
7					0
8		$\overline{}$			0
9			\		0
10					0
			$\overline{}$		0
運転資金 記	十画(経営革新計画に係るもの)		設備資	金の申込み 3見積書の ⁵	yの際には別途、設備 写等の提出が必要で
	年 度	(単位:円) 金 額			
	T 1X	<u> </u>			
					には「運転資金の計
			で合理的に 運転資金の記	見槓もるぐる ↑算式」は-	とがポイントです。 -般的に「売上債権(
		+	受取手形)+* () 」となります	棚卸資産-	買入債権(買掛金+

12.保証申込にあたってのお願い

- ◎申込手続は、必ずご本人が行ってください。
- ◎「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」及び「個人情報の取扱いに関する同意書」は、ご本人が 自署捺印してください。
- ◎営業の内容、ご返済のことをよくお考えのうえ、事業上必要な金額だけをお申込みください。
- ◎保証の諾否及び金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- ◎お申込みの際にいただいた書類は、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- ◎信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外(例えば手数料、調査料、相談料、用 紙代など)は一切いただきません。
- ◎斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋 等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱いいたしません。

13.相談窓口のご案内

●信用保証協会の相談窓口

相談·受付窓口		電話番号	担当地区(お客様の主たる営業所所在地)
本所 経営支援室	創業·経営支援課	078-393-3920	県内全域(注)
	保証相談一課	078-393-3909	神戸市中央区
神戸事務所	保証相談二課	078-393-3913	神戸市東灘区、灘区、北区
1年/7 字4万/71	保証相談三課	078-393-3916	神戸市兵庫区、長田区、須磨区
	保証相談四課	078-393-3915	神戸市垂水区、西区、明石市、三木市
	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市(北部を除く)
阪神事務所	保証相談二課	06-6411-4147	尼崎市(北部に限る)、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、川辺郡
	保証相談三課	06-6411-4156	西宮市、芦屋市
	保証相談一課	079-289-3611	姫路市(区部を除く)
姫路支所	保証相談二課	079-289-3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、 丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡

(注)経営革新計画に基づく保証利用のご相談は、経営支援室 創業・経営支援課が担当しています。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

本所·神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3900(代表) 保証相談課/TEL 078-393-3909(代表) [担当地域]神戸市、明石市、三木市



阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F TEL 06-6411-4133(代表)

[担当地域]尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



姫路支所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2

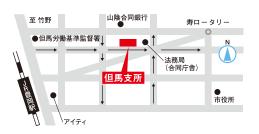
TEL 079-289-3611

[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡



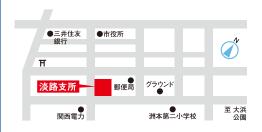
但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7 TEL 0796-22-5171 「担当地域」豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8 TEL 0799-22-4493 「担当地域〕洲本市、南あわじ市、淡路市



西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27 TEL 0795-22-6775 「担当地域」西路市 小野市 加西市

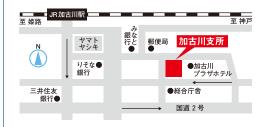
[担当地域] 西脇市、小野市、加西市、篠山市、 丹波市、加東市、多可郡



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口527-4 TEL 079-424-1105

[担当地域]加古川市、高砂市、加古郡



当協会の詳しい情報につきましては、ホームページをご覧ください。

http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp